

(第1号様式)

◇ 対象区域内に設ける表示板の様式

建築基準法第86条 第 項認定表示板

この敷地及び敷地内の建築物は、建築基準法第86条の規定に基づき容積率や建ぺい率等について、複数の建築物が一体的なものとして設定されています。

そのため、建築物等の増改築又は土地利用の変更をする場合は、再度認定が必要です。

なお、認定区域内の環境を適正に維持管理するため下記の維持管理責任者を定めています。

認定区域内における
建築物・避難通路等の配置

認定年月日： 年 月 日

特定行政庁：寝屋川市（〇〇〇〇部〇〇〇〇課）

維持管理責任者：〇 〇 〇 〇

- ① 敷地内の見やすい場所に設置すること。（数は対象区域の規模による）
- ② 材質は、ステンレス板、陶板等の耐久性に富み、容易に破損しないものであること。
- ③ 堅固に固定されたものとする。
- ④ 大きさは、縦50cm以上、横80cm以上とすること。
- ⑤ 対象区域の配置図には、次の事項を明示すること。
 - ・ 方位、認定区域の境界線、対象区域における建築物の位置、用途、避難通路、広場等の位置、敷地に接する道路の位置、標示板の位置（現在位置：▲赤色）